

地方税財源の充実強化について

現在，国においては，第二期地方分権改革に向けて，国と地方の役割分担の見直しが行われているが，その一方で，消費課税を中心とした偏在性が小さく安定性の高い地方税財政制度の構築は先送りにされ，地方税収の地域間格差是正の対応は不十分なままである。また，近年大幅な削減が続いた地方交付税については，平成21年度予算において地域雇用創出推進費の創設などにより別枠で1兆円が増額され，実質的な地方交付税の総額は15%程度増加したものの，いわゆる赤字地方債である臨時財政対策債の大幅な増発が前提となっており，地方にとっては借入金への依存を強いられる大変厳しい状況にある。

さらに，米国発の金融危機を契機として世界経済が急速に減速する中，景気の後退に伴う大幅な税収の減少など，地方財政の更なる悪化が懸念される。

このような地方財政の危機的な状況を踏まえ，真に地方分権時代に相応しい国と地方の税財政制度を確立するため，次の事項について強く要請する。

1 地方交付税総額の復元・増額

地方交付税は，すべての地方公共団体において基本的な行政サービスを提供できるよう，地方税の地域間偏在を調整し，財源を保障するために必要不可欠な地方固有の財源であり，決して国の財政再建のために削減すべきではない。こうした視点から，三位一体改革による不合理な削減分を復元し，地方財政計画への地方の財政需要の適切な積み上げ等を行うとともに，臨時財政対策債の発行によることなく所要額を手当てすることにより，地方交付税総額を確保・充実すること。

特に，現下の経済情勢のもとでは，地方交付税の原資となる国税の収入減が予想され，また，地方税収についても，平成21年度の地方財政計画上の税収見込み額を下回ることが見込まれるため，必要な財政措置を講じること。

また，雇用経済情勢をにらみながら，「地域雇用創出推進費」の平成22年度の拡充と平成23年度以降の継続を行うこと。

2 地方税源の充実強化と偏在の是正

- (1) 地方自治体が住民ニーズに応じた行政運営を行うためには、一般財源の充実により、自主的・自律的な財政基盤を確立することが不可欠であり、併せて、地方の歳出規模と税収の乖離を縮小し、住民の受益と負担の対応関係の明確化を図る必要がある。こうした視点から、国と地方の歳出比が4：6であることを踏まえ、当面は国税と地方税の税源配分を5：5とする地方税源の充実強化を図ること。
- (2) 税財源の移譲に伴い、地方公共団体間の財政力格差が拡大しないよう、地方交付税の財源調整機能及び財源保障機能を充実・強化するなどの適切な配慮をすること。
- (3) 昨年12月に閣議決定された「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」において、地方消費税の充実を検討するとされたことを踏まえ、税体系の抜本的改革を通じて、地方消費税の充実を中心とした、税源の偏在性が小さく安定的な地方税体系を早期に確立すること。

平成21年5月27日

中国地方知事会

鳥取県知事	平井	伸治
島根県知事	溝口	善兵衛
岡山県知事	石井	正弘
広島県知事	藤田	雄山
山口県知事	二井	関成